約款新旧対応表（2022 年 11 月 1 日改訂）

該当箇所	旧約款表記	新約款表記
Ⅲ　契約種別および料金	13　電気料金 ロ　電力量料金 電力量料金は、次の定めにしたがい需給契約をもって定めるものとし、その１月の季節別・時間 帯別または平日、休日別の使用電力量によって算定いたします。 （イ）標準電力・臨時電力 電力量料金は、以下の季節別によりその１月の使用電力量を算定いたします。 夏季、その他季 （ロ）季節別時間帯別電力 電力量料金は、以下の時間帯別によりその１月の使用電力量を算定いたします。 ピーク時間(重負荷)、夏季昼間時間、その他季昼間時間、夜間時間 （ハ）休日高負荷電力 電力量料金は、以下の平休日別によりその１月の使用電力量を算定いたします。 夏季平日、夏季休日、その他季平日、その他季休日 （二）市場連動型電力 電力量料金は、以下の時間帯別によりその１月の使用電力量を算定いたします。 昼間、夜間	13　電気料金 ロ　電力量料金 電力量料金は、次の定めにしたがい需給契約をもって定めるものとし、その１月の季節別・時間 帯別または平日、休日別の使用電力量によって算定いたします。 （イ）標準電力・臨時電力・市場連動型電力 電力量料金は、以下の季節別によりその１月の使用電力量を算定いたします。 夏季、その他季 （ロ）季節別時間帯別電力 電力量料金は、以下の時間帯別によりその１月の使用電力量を算定いたします。 ピーク時間(重負荷)、夏季昼間時間、その他季昼間時間、夜間時間 （ハ）休日高負荷電力 電力量料金は、以下の平休日別によりその１月の使用電力量を算定いたします。 夏季平日、夏季休日、その他季平日、その他季休日

約款新旧対応表（2022 年 6 月 10 日改訂）

該当箇所	旧約款表記	新約款表記
Ⅲ　契約種別および料金	11　契約種別 (5)臨時電力 お客さまとの間で締結する需給契約に定める契約使用期間が 1 年未満の需要を対象といたします。また、契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときも、臨時電力の対象といたします。	11　契約種別 (5)臨時電力 工事等で使用されるお客様を対象といたします。
Ⅵ　契約の変更および終了	35　需給契約の廃止 (1) お客さま（臨時電力のお客さまを除きます。）が本約款に基づく電気の使用を廃止しようとされる場合は、廃止希望日の 3 ヶ月前まで に、当社に通知していただきます。当社は、原則として、お客さまから通知された廃止希望日に、 一般送配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、需給を終了させるための適当な 処置を行ないます。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。	35　需給契約の廃止 (1) お客さま（臨時電力のお客さまを除きます。）が本約款に基づく電気の使用を廃止しようとされる場合は、廃止希望日の 1 ヶ月前まで に、当社に通知していただきます。当社は、原則として、お客さまから通知された廃止希望日に、 一般送配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、需給を終了させるための適当な 処置を行ないます。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。
Ⅶ　供給方法および工事	48　その他 (1) 当社は、制度および市場環境の変化など、諸般の事情に基づき料金の改定が必要とみとめた場合は、料金の改定ができるものとする。当社は改定の内容および改定時期について、当社が運営するウェブサイトまたは書面により、事前に通知するものとする。	48　その他 (1) 当社は、制度および市場環境の変化など、諸般の事情に基づき料金の改定が必要とみとめた場合は、料金の改定ができるものとします。当社は改定の内容および改定時期について、当社が運営するウェブサイトまたは書面により、40 日前までに通知するものとします。

約款新旧対応表（2021 年 4 月 1 日改訂）

該当箇所	旧約款表記	新約款表記
Ⅰ　総　　則	1　本約款の目的 この電気需給約款（以下「本約款」といいます。）は、電気事業法に定める一般送配電事業者が維持し、 及び運用する電線路を介して、お客さまが株式会社新出光(以下「当社」といいます。)より高圧で電気の供給を受ける際の供給条件を定めるものです。	1　本約款の目的 この電気需給約款（以下「本約款」といいます。）は、電気事業法に定める一般送配電事業者が維持し、運用する電線路を介して、お客さまが株式会社新出光(以下「当社」といいます。)より特別高圧・高圧で電気の供給を受ける際の供給条件を定めるものです。
Ⅲ　契約種別および料金	13　電気料金 (1) 契約種別を問わず、料金は、本条(1)イに定める基本料金およびロに定める電力量料金の合計といた します。ただし、基本料金は、予備電力の場合を除き、本条(1)ハによって力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 1（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額、燃料費等調整額を加えたものといたします。	13　電気料金 (1) 契約種別を問わず、料金は、本条(1)イに定める基本料金およびロに定める電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、予備電力の場合を除き、本条(1)ハによって力率割引または割増しをしたものといたします。また、市場連動型電力の場合を除き、電力量料金は、別表 1（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額、燃料費等調整額を加えたものといたします。
Ⅲ　契約種別および料金	ロ　　電力量料金	ロ　電力量料金 （二）市場連動型電力 電力量料金は、以下の時間帯別によりその 1 月の使用電力量を算定いたします。 昼間、夜間
Ⅴ　使用および供給	23　契約超過金 (1) 協議制のお客さまが契約電力を超えて	23　契約超過金 (1) 協議制(契約電力が 500 キロワット以上)のお客さまが契約電力を超えて
Ⅸ　保安等その他	47　保安等に対するお客さまの協力 (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。	47　保安等に対するお客さまの協力 (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者に通知していただきます。

約款新旧対応表（2020 年 11 月 9 日改訂）

該当箇所	旧約款表記	新約款表記
Ⅸ　保安等その他	48　その他 (1)　制度および市場環境の変化について 一般送配電事業者の託送供給約款等の改定により、当社が料金の改定が必要とみとめた場合は、当社は、お客さまとその改定について協議の上料金の改定ができるものとします。	48　その他 (1)　当社は、制度および市場環境の変化など、諸般の事情に基づき料金の改定が必要とみとめた場合は、料金の改定ができるものとする。当社は改定の内容および改定時期について、当社が運営するウェブサイトまたは書面により、事前に通知するものとする。

約款新旧対応表（2020 年 7 月 1 日改訂）

該当箇所	旧約款表記	新約款表記
Ⅰ　総　　則	2　託送供給約款等 (2) お客さまには、本約款及び需給契約に定められていない事項及びお客様の義務についても、本託 送供給約款等に「需要者」としての	2　託送供給約款等 (2) お客さまには、本約款及び需給契約に定められていない事項及びお客様の義務についても、一般送配電事業者が公表する託送供給約款等に「需要者」として
Ⅰ　総　　則	3　定義 (2) 需給契約 本約款に基づいて当社が電気を供給し、お客さまがこの供給を受けることを目的として、お客さま と当社との間で締結する「電気需給契約書」をいいます	3　定義 (2) 需給契約 本約款に基づいて当社が電気を供給し､お客さまがこの供給を受けることを目的として、お客さま と当社との間で締結する「電力売買契約書」をいいます。
Ⅰ　総　　則	3　定義 (18)ピーク時間(重負荷) ピーク時間(重負荷)は、一般送配電事業者が定めるピーク時間(重負荷)に準ずるものとします。 ・夏季の毎日午後 1 時から午後 4 時までの時間（東北、東京、北陸、中国、九州） ・夏季の毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間（中部、関西） ただし、休日等における該当時間を除きます。	3　定義 (18)ピーク時間(重負荷) ピーク時間(重負荷)は、下記の時間をいいます。 ・夏季の毎日午後 1 時から午後 4 時までの時間（東北、東京、北陸、中国、九州） ・夏季の毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間（中部、関西） ただし、休日等における該当時間を除きます。
Ⅲ　契約種別および料金	11　契約種別 (1)契約種別は次のとおりとし、お客さまに適用される契約種別は、本条(2)乃至(7)に従いお客さまと	11　契約種別 (1)契約種別は次のとおりとし、お客さまに適用される契約種別は、お客さまと
Ⅲ　契約種別および料金	Ⅲ　契約種別および料金 (1)ロ　　電力量料金 電力量料金は、次の定めにしたがい需給契約をもって定めるものとし、その 1 月の季節別・時間 帯別または平休日別の使用電力量によって算定いたします。	Ⅲ　契約種別および料金 (1)ロ　　電力量料金 電力量料金は、次の定めにしたがい需給契約をもって定めるものとし、その 1 月の季節別・時間 帯別または平日、休日別の使用電力量によって算定いたします。

該当箇所	旧約款表記	新約款表記
Ⅲ　契約種別および料金	Ⅲ　契約種別および料金 (1)ロ　　電力量料金　（ロ）季節別時間帯別電力 電力量料金は、以下の時間帯別によりその１月の使用電力量を算定いたします。　ピーク時間、夏季昼間時間、その他季昼間時間、夜間時間	Ⅲ　契約種別および料金 (1)ロ　　電力量料金　（ロ）季節別時間帯別電力 電力量料金は、以下の時間帯別によりその１月の使用電力量を算定いたします。　ピーク時間(重負荷)、夏季昼間時間、その他季昼間時間、夜間時間
Ⅳ　料金の算定および支払い	18　料金の支払義務および支払期日 (4) 支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第１項に規定する政令で定める日に該当する場合において、当社は支払期日を前日に短縮いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに１日短縮いたします。	18　料金の支払義務および支払期日 (4) 支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第１項に規定する政令で定める日に該当する場合において、当社は支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに１日延伸いたします。
Ⅳ　料金の算定および支払い	19　料金その他の支払方法 (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはその都度、当社が指定した金融機関等を通　じて次の定めにより支払っていただきます。なお、契約電力が 100 キロワット未満の場合には、　原則としてイによります。	19　料金その他の支払方法 (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはその都度、当社が指定した金融機関等を通　じて次の定めにより支払っていただきます。
Ⅴ　使用および供給	23　契約超過金 (1) お客さまが契約電力を超えて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、	23　契約超過金 (1) 協議制のお客さまが契約電力を超えて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、
Ⅵ　契約の変更および終了	36　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算 ハ　契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合 （イ）当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から契約電力を減少される日の前日までの　期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって臨時　電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料　金との差額を申し受けます。なお、臨時電力を適用する使用電力量は、	36　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算 ハ　契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合 （イ）当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から契約電力を減少される日の前日までの　期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって 1.2 倍の料金を適用いたします。この場合、当初から 1.2 倍の料金として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。なお、1.2 倍の料金を適用する使用電力量は、

該当箇所	旧約款表記	新約款表記
Ⅵ　契約の変更および終了	37　解約等 (3) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて需給契約を解約す ることがあります。なお、この場合には、解約の 7 日前までに予告いたします。 イ　お客さまが料金の支払期日をさらに 20 日経過してなお支払わない場合 ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）料金の支払期日をさらに 20 日経過してなお支払わない場合	37　解約等 (3) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて需給契約を解約す ることがあります。なお、この場合には、解約の 5 日前までに予告いたします。 イ　お客さまが料金の支払期日をさらに 14 日経過してなお支払わない場合 ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）料金の支払期日をさらに 14 日経過してなお支払わない場合
別表 1（燃料費調整）	(1) 燃料費調整額（九州においては燃料費等調整額）の算定 当社は、旧一般送配電事業者が定める基準に準じ、	(1) 燃料費調整額（九州においては燃料費等調整額）の算定 当社は、旧一般電気事業者が定める基準に準じ、

約款新旧対応表（2020 年 1 月 1 日改訂）

該当箇所	旧約款表記	新約款表記
Ⅰ　総　　則	3　定義 (18) ピーク（重負荷）時間 ピーク（重負荷）時間は、一般送配電事業者が定めるピーク（重負荷）時間に準ずるものとします。 ・夏季の毎日午後 1 時から午後 4 時までの時間（東北、東京、中国、九州）	3　定義 (18) ピーク（重負荷）時間 ピーク（重負荷）時間は、一般送配電事業者が定めるピーク（重負荷）時間に準ずるものとします。 ・夏季の毎日午後 1 時から午後 4 時までの時間（東北、東京、北陸、中国、九州）
Ⅲ　契約種別および料金	12 契約電力等 (2) 自家発補給電力について （ハ）常時供給メニューと同一計量される場合の自家発補給電力の使用電力量 a　使用電力量は、自家発補給電力の供給時間中に計量された使用電力量から、次により決定する基準の電力に自家発補給電力の供給時間を乗じて得た値を差し引いた値と いたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客 さまと当社との協議によって定めておくものとし、自家発補給電力の使用のつど選択 することは出来ません。	12 契約電力等 (2) 自家発補給電力について （ハ）常時供給メニューと同一計量される場合の自家発補給電力の使用電力量 a　使用電力量は、自家発補給電力の供給時間中に計量された使用電力量から、基準電力(契約電力の 1/2[小数点以下切り上げ])に自家発補給電力の供給時間を乗じて得た値を差し引いた値と いたします。
Ⅲ　契約種別および料金	12 契約電力等 (2) 自家発補給電力について（ハ）a (a)　常時供給メニューが標準電力であるお客様の場合には、原則として次のいずれ かを基準として各時間帯別に決定するものといたします。 ①　自家発補給電力の使用の前月または前年同月における常時供給メニューの 平均電力 ②　自家発補給電力の使用の前３月間における常時供給メニューの平均電力 ③　自家発補給電力の使用の前３日間における常時供給メニューの	12 契約電力等 (2) 自家発補給電力について（ハ）a 【削除】

該当箇所	旧約款表記	新約款表記
	平均電力 (b) 常時供給メニューが季節別時間帯別電力であるお客様の場合には、原則として 次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。 ① 自家発補給電力の使用の前月または前年同月における常時供給メニューの 各時間帯別の平均電力 ② 自家発補給電力の使用の前３月間における常時供給メニューの各時間帯別 の平均電力 ③ 自家発補給電力の使用の前 3 日間における常時供給メニューの各時間帯別 の平均電力 (c) 常時供給メニューが休日高負荷電力であるお客様の場合には、原則として次の いずれかを基準として各平休日別に決定するものといたします。 ① 自家発補給電力の使用の前月または前年同月における常時供給メニューの 平休日別の平均電力 ② 自家発補給電力の使用の前３月間における常時供給メニューの平休日別の 平均電力 ③ 自家発補給電力の使用の前３日間における常時供給メニューの平休日別の 平均電力	
Ⅲ 契約種別および料金	13 電気料金 (1) 契約種別を問わず、料金は、本条(1)イに定める基本料金及びロに定める電力量料金の合計といた します。ただし、基本料金は、予備電力の場合を除き、本条(1)ハによって力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表１（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	13 電気料金 (1) 契約種別を問わず、料金は、本条(1)イに定める基本料金及びロに定める電力量料金の合計といた します。ただし、基本料金は、予備電力の場合を除き、本条(1)ハによって力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表１（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額、燃料費等調整額を加えたものといたします。

該当箇所	旧約款表記	新約款表記
Ⅲ　契約種別および料金	13　電気料金 (2) 自家発補給電力にかかる料金については、次の基本料金と電力量料金の定めを適用いたします。 イ　基本料金 基本料金は、常時供給メニューに応じて、常時供給メニューの基本料金にその 10 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合は、常時供給メニューの基本料金にその 10 パーセントを割増ししたものの 30 パーセントといたします。また、その 1 月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。	13　電気料金 (2) 自家発補給電力にかかる料金については、次の基本料金と電力量料金の定めを適用いたします。 イ　基本料金 基本料金は、需給契約をもって定めるものといたします。
Ⅲ　契約種別および料金	13　電気料金 (3) 予備電力にかかる料金については、次の基本料金と電力量料金の定めを適用いたします。 イ　基本料金 基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線についてはそのお客さまの常時供給メニューの該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の 5 パーセント、予備電源についてはそのお客さまの常時供給メニューの該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の 10 パーセントに相当するものを原則適用いたします。	13　電気料金 (3) 予備電力にかかる料金については、次の基本料金と電力量料金の定めを適用いたします。 イ　基本料金 基本料金は、需給契約をもって定めるものといたします。
26　供給の停止	イ　お客さまが料金の支払期日をさらに 20 日間経過して支払わない場合 ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金の支払期限をさらに 20 日経過して支払わない場合	イ　お客さまが料金の支払期日をさらに 14 日間経過して支払わない場合 ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金の支払期限をさらに 14 日経過して支払わない場合

該当箇所	旧約款表記	新約款表記
別表 1（燃料費調整）	(1) 燃料費調整額の算定 当社は、一般送配電事業者が定める基準に準じ、原油・液化天然ガス・石炭の貿易統計の輸入品の数量および価額の値を算定した原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格により、燃料費調整単価を算定いたします。燃料費調整額は、当該需要場所の１月の使用電力量に燃料費調整単価を適用し算定いたします。 (2) 燃料費調整単価等の通知 当社は、各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格、１トン当たりの平均石炭価格および算定された燃料費調整単価を通知いたします。	(1) 燃料費調整額（九州においては燃料費等調整額）の算定 当社は、一般送配電事業者が定める基準に準じ、原油・液化天然ガス・石炭の貿易統計の輸入品の数量および価額の値を算定した原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格により、燃料費調整単価を算定いたします。また、九州エリアの需要家への供給においては、燃料費調整単価に九州電力株式会社が算定する離島ユニバーサル調整単価を加算して燃料費等調整単価を算定いたします。燃料費調整額、燃料費等調整額は、当該需要場所の１月の使用電力量に燃料費調整単価、燃料費等調整単価を適用し算定いたします。 (2) 燃料費調整単価等の通知 当社は、算定された燃料費調整単価（燃料費等調整単価）を通知いたします。

約款新旧対応表（2019 年 2 月 14 日改訂）

該当箇所	旧約款表記	新約款表記
表紙裏	（記載なし）	発行　２０１５年２月１日 改訂　２０１８年６月２７日 改訂　２０１９年２月１４日

約款新旧対応表（2018 年 6 月 27 日改訂）

該当箇所	旧約款表記	新約款表記
Ⅴ　使用および供給	23　契約超過金 （1）お客さまが契約電力を超えて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増ししたものの 1.5 倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合において、契約超過電力とは、その１月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。 （2）契約超過金は、契約電力を超えて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。	23　契約超過金 （1）500kW 以上の契約の場合、お客さまが契約電力を超えて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割 増ししたものの 1.5　倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合において、 契約超過電力とは、その１月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。 （2）契約超過金は、契約電力を超えて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただき ます。 （3）上記により、翌月以降の契約電力は、甲乙協議のうえ決定するものとします。
Ⅲ　契約種別および料金	13　電気料金 (1) 契約種別を問わず、料金は、本条(1)イに定める基本料金及びロに定める電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、予備電力の場合を除き、本条(1)ハによって力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表１（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 イ 基本料金 基本料金は、需給契約をもって定めるものといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、一般電気事業者基本料金の半額といたします。	13　電気料金 (1) 契約種別を問わず、料金は、本条(1)イに定める基本料金及びロに定める電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、予備電力の場合を除き、本条(1)ハによって力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表１（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 イ 基本料金 基本料金は、需給契約をもって定めるものといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。
Ⅵ　契約の変更および終了	37　解　約　等 （3）お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて需給契約を解約す ることがあります。なお、この場合には、解約の7　日前までに予告いたします。 イ　お客さまが料金を支払期日をさらに20　日経過してなお支払わ	37　解　約　等 （3）お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、解約の7　日前までに予告いたします。 イ　お客さまが料金を支払期日をさらに20　日経過してなお支払わな

該当箇所	旧約款表記	新約款表記
	ない場合 ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます）の料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払わない場合 ハ　本約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、 違約金、工事費負担金その他本約款から生ずる金銭債務をいいます）を支払わない場合 ニ　その他お客さまが本約款に違反した場合	い場合 ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます）の料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払わない場合 ハ　本約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、 違約金、工事費負担金その他本約款から生ずる金銭債務をいいます）を支払わない場合 ニ　その他お客さまが本約款に違反し、相当期間を定めて是正を促したにもかかわらず、当該期間内に是正しなかった場合
Ⅴ　使用および供給	当社、一般電気事業者またはこれらの指定する第三者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。	当社、一般電気事業者またはこれらの指定する第三者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 (1) 需給地点に至るまでの一般電気事業者の供給設備または計量器等需要場所内の一般電気事業者の 電気工作物の設計、施工、改修または検査 (2) 47（保安等に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務 (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約受電 設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認 (4) 計量器の検針または計量値の確認 (5) 26（供給の停止）、35（需給契約の廃止）(1)または 37（解約等）により必要な処置 (6) その他本約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または一般電気事業者の 電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

該当箇所	旧約款表記	新約款表記
表紙	電 気 需 給 約 款 （ 高 圧 ）	電 気 需 給 約 款
3 定義		(7)　特 別 高圧 標準電圧 20,000 ボルト以上をいいます。
12 契約電力等	(1)契約種別を問わず（但し、自家発補給電力及び予備電力を除きます）。契約電力は次によって定めます。 イ契約電力が 500 キロワット以上の場合	(1)契約種別を問わず（但し、自家発補給電力及び予備電力を除きます）。契約電力は次によって定めます。 イ契約電力が 500 キロワット以上の場合、および特別高圧で供給する場合
全体	一般電気事業者	一般送配電事業者
6　需給契約	契約種別・供給電気方式・需給地点・需要場所・供給電圧・契約負荷設備・契約受電設備・ 契約電力・発電設備・供給開始日・契約使用期間・料金（基本料金・電力量料金）・ 料金の支払方法	供給電気方式・需要場所・名称・供給電圧・契約電力・供給開始日・料金（基本料金・電力量料金）・ 支払条件
3 定義	(18)ピーク時間 夏季の毎日午後 1 時から午後 4 時までの時間をいいます。ただし、休日等における該当時間を除きます。	(18)ピーク（重負荷）時間 ピーク（重負荷）時間は、一般送配電事業者が定めるピーク（重負荷）時間に準ずるものとします。 ・夏季の毎日午後 1 時から午後 4 時までの時間（東京、中国、九州） ・夏季の毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間（中部、関西） ただし、休日等における該当時間を除きます。
3 定義	(19)昼間時間 毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間および休日等における該当時間を除きます。	(19)昼間時間 毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。ただし、ピーク（重負荷）時間および休日等における該当時間を除きます。

該当箇所	旧約款表記	新約款表記
3 定義	(20) 夜間時間 ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。時間および休日	(20) 夜間時間 ピーク（重負荷）時間および昼間時間以外の時間をいいます。
17 日割計算	(1) 当社は、15（料金の算定）(1) イ及びロの場合、次により料金を算定いたします。 イ　基本料金については、次の日割計算の基本算式により日割計算をいたします。 $1\text{月の該当料金} \times \dfrac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$	※2017 年 3 月 13 日改訂 (1) 当社は、15（料金の算定）(1) イ及びロの場合、次により料金を算定いたします。 イ　基本料金については、次の日割計算の基本算式により日割計算をいたします。 繰上検針（月末検針）の場合 $1\text{月の該当料金} \times \dfrac{\text{日割計算対象日数}}{\text{使用月の日数}}$ 分散検針（検針日検針）の場合 $1\text{月の該当料金} \times \dfrac{\text{日割計算対象日数}}{\text{使用期間の開始日が含まれる該当月の日数}}$
48 その他	(2) 料金についての特別措置（太陽光発電促進付加金）　料金に一般送配電事業者と同額の太陽光発電促進付加金を加えたものといたします。	文言を削除
18　料金の支払義務および支払期日	(3) 支払期日は、原則として支払義務発生日の翌日の属する月の 20 日といたします。	(3) 支払期日は、原則として支払義務発生日の翌日の属する月の末日といたします。

該当箇所	旧約款表記	新約款表記
3　定義	(18) ピーク(重負荷)時間 　ピーク(重負荷)時間は、一般送配電事業者が定めるピーク(重負荷)時間に準ずるものとします。 ・夏季の毎日午後 1 時から午後 4 時までの時間(東京、中国、九州)	(18) ピーク(重負荷)時間 　ピーク(重負荷)時間は、一般送配電事業者が定めるピーク(重負荷)時間に準ずるものとします。 ・夏季の毎日午後 1 時から午後 4 時までの時間(東北、東京、中国、九州)
12　契約電力等	(1) 契約種別を問わず（但し、自家発補給電力及び予備電力を除きます。)、契約電力は次によって定めます。	(1) 契約種別を問わず（但し、自家発補給電力、予備電力及び臨時電力を除きます。）、契約電力は次によって定めます。
12　契約電力等		(4) 臨時電力について 需要場所における負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率、操業度等を基準として、契約者と当社との協議により供給地点ごとに臨時接続送電サービス契約電力を定めます。
35　需給契約の廃止	お客さまが本約款に基づく電気の使用を廃止	お客さま（臨時電力のお客さまを除きます）が本約款に基づく電気の使用を廃止